

千葉市立幕張海浜病院輸血療法委員会要綱

(目的)

第1条 千葉市立幕張海浜病院における安全で適正な輸血療法を実施するため、千葉市立幕張海浜病院輸血療法委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所轄事務及び会議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 輸血療法の適応と適正使用推進に関すること。
- (2) 血液製剤の確保等に関すること。
- (3) 輸血療法に関連する検査に関すること。
- (4) 輸血療法に伴う事故、副作用および合併症の把握と対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、輸血療法に関すること。

2 委員会は、委員長が原則として、年6回以上これを招集する。

3 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医長以上の医師
- (2) 臨床検査科技師
- (3) 薬剤師
- (4) 看護師又は助産師
- (5) その他、委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長は、診療局診療科医師の統括部長又は部長をもって充てる。

3 委員長は、診療科医師の統括部長又は部長及び臨床検査技師より各1名を副委員長として任命する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、診療局臨床検査科において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。